

山 監 査 第 8 6 号

令和元年（2019年）8月6日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成30年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【建設部】

1 都市計画課

[指摘事項 財産管理事務について]

(許可申請事務)

自動販売機及び上空に設ける線類についての許可申請事務において一部不適切なものがある。

事後処理を含め適切な対応をされたい。

なお、自販機設置についての使用料が市都市公園条例と市行政財産使用料徴収条例とで差異があるため統一の可否について検討されたい。

[措置状況]

・有帆緑地の自動販売機の設置については、平成22年度の設置分から市行政財産使用料徴収条例を適用していたことが判明しましたので、市都市公園条例に基づいて再算定を行いました。その結果、過誤納金が生じたため、時効未到来の過去5年分については還付を行いました。また、時効消滅分については、相手方から請求はしないとの申し出がありましたので、補填はしていません。

自動販売機設置の使用料の統一の可否については、関係課と協議を行います。

今後は、関係法令等を遵守し適切な事務処理に努めます。

・メッセージワイヤーについては、本来占用料を徴収しない取扱いであったにもかかわらず、平成23年度の設置時より占用料を徴収していました。再算定を行い、時効未到来の過去5年分については還付を行い、時効消滅分については補填を行いました。

今後は、関係法令等を遵守し適切な事務処理に努めます。